

令和7年度9月 第6回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年9月19日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時50分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推 1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推 2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推 3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推 4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推 5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推 6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	欠席	推 7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推 8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推 9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	阿部 勉
			村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提出議案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案 2 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案 2 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	報告 1 7 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告 1 8 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告 1 9 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告 2 0 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１２人、推進委員の出席数は９人です。片岡委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和７年度９月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。
６番宮崎君恵委員及び８番木全和光委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第２１号について説明いたします。

申請番号３－１７番につきまして、説明いたします。

参考資料は１～２ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、西今宿六反割地内の田、所有権移転による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、９月１７日に片岡伴造委員と竹嶋肇委員と現地調査をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第２１号につきましては、片岡伴造委員と竹嶋肇委員に現地確認を行っていただきました。代表して竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第２１号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題あ

りませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第２１号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第２１号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第２１号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第２２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第２２号について説明いたします。

申請番号５－１０番につきまして、説明いたします。

参考資料は３～４ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島十八・安無地内の田及び畑、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、岐阜県岐阜市に本店を置き、土木建築業を営んでおります。現在、あま市森に資材置場を保有していますが、事業拡大により資材置場及び駐車場が不足することとなったこと、また、借地であり返却する必要性が生じたため、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらったため、今回の申請となっております。なお、こちらにつきましては、６月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、あま市役所から５００ｍ以内の区域にある農地で、第２種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。

申請番号５－１１番につきまして、説明いたします。

参考資料は５～６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島深坪地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、七宝町沖之島安無に本店を置き、農業用水等の水に関する製品の設計、開発、販売を行っております。この度、試作品や改良品等の増加に伴い、保管スペースを拡充する必

要が生じてきたため、利便性を考慮し、作業場に隣接する既存の駐車場を資材置場にし、隣接する当該申請地を駐車場とする申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、あま市役所から300m以内の区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-12番につきまして、説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町下田上才当治地内の田及び畑、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、津島市に事業所を構え、解体業をメインとし、産業廃棄物収集運搬業、中古車輸出業を営んでおります。事業の拡大にあわせ、中古車の駐車場及び解体業で使用するトラック等の駐車場や資材置場としての土地を探していたところ、事業所との往來の利便性も高い当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。なお、こちらにつきましても、6月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、10ha未満であり、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-13番につきまして、説明いたします。

参考資料は9～10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、富塚十の坪及び七反地地内の田、コンビニエンスストアへの転用で、賃貸借権の設定となっております。譲受人は、東京都千代田区に本店を置き、コンビニエンスストアの経営を主たる業務としてきました。富塚住民の高齢化により、富塚の東側、西側の二ツ寺、南側の七宝町沖之島にあるコンビニやスーパーまで行くことが困難になった地元から希望があり、富塚周辺で出店を計画していたところ、当該土地の賃貸借の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、名鉄七宝駅から500m以内の区域にある農地で、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-14番につきまして、説明いたします。

参考資料は11～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、中橋五反地地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、あま市森山に事務所を構え、障害福祉サービス事業を行っており、現在、あま市森山と花正に放課後デイサービス施設、申請地の南側に児童発達支援センター、重症心身障害児支援センターとその駐車場を保有しておりますが、森山と花正に施設が点在しているため、従業員の勤務体制に支障が起きております。そのため、現在駐車場

として利用している申請地南側に、二つの施設を一つに集約した施設を建築し、その駐車場を設けるために今回の申請となりました。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-15番につきまして、説明いたします。

参考資料は13～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、篠田三丁目地内の田、一般住宅への転用で、使用貸借権の設定となっております。譲受人は、譲渡人の次男で、甚目寺地内のアパートで生活しております。子どもが生まれたことで、現在のアパートでは手狭となったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は、第1種農地に区分されますが、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものなので転用の許可が見込めます。

申請番号5-16番につきまして、説明いたします。

参考資料は15～16ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島東屋敷地内の畑、一般住宅への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、名古屋市北区のアパートで夫婦2人で生活しておりますが、生活環境の変化に伴い、現在のアパートでは手狭となったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、あま市役所から300m以内の区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、9月17日に海部農林水産事務所と、また、片岡委員と竹嶋委員と現地調査をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第22号につきましては、片岡伴造委員と竹嶋肇委員に現地確認を行っていただきました。代表して竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第22号につきまして、現地確認を行いました。一部農地について耕作放棄とみられる農地がありましたが、転用に関して問題ありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第22号について、何かご質問等はございますか。

近藤哲夫委員 議案5-13号のコンビニの申請地について、敷地内の道路を地元住民が通

行できなくなるのではないかと？また、利用者の横断による事故も心配だ。市が事前に業者としっかり調整してほしい。

事務局 関係課と協議し、道路の明示を明確にします。また、申請者には、地元住民の利便性や安全に十分配慮するよう伝えます。

村上委員 議案５－１６号の申請地は、農振区域（市街化調整区域）ですよ。一般的に、農振区域には個人の住宅は建てられないという認識なのですが、この土地になぜ住宅が建てられるのですか？

事務局 ここは都市計画上の「地区計画区域」に指定されているため、住宅建設が可能です。

議 長 他にご質問はございませんか。
他にご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第２２号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 挙手全員です。よって、議案第２２号は承認されました。

議 長 日程第５ 報告第１７号「農地法第４条の規定による届出」、報告第１８号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第１９号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第２０号「農地改良届について」を事務局から報告願います。

事務局 （報 告）

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、１０月２０日（月）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年9月19日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 宮崎 君恵

署 名 委 員 木全 和光